平成２１年（フ）第１９４号
山梨県甲府市上町872番地３、申立時の住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居770番地12
債務者　早川　達也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
山梨県甲府市和田町2802番地
債務者　加藤　昭弘
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
山梨県甲府市上石田４丁目５番19号
債務者　窪田　治美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
山梨県笛吹市石和町小石和64番地
債務者　今井　晴雄
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
山梨県笛吹市石和町小石和64番地
債務者　今井ふじよ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
山梨県山梨市三富川浦209番地
債務者　荻原　遺徳
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
長野県松本市県１丁目15番17号
債務者　小山　末子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９３２号
京都市伏見区南新地４番地５
債務者　寛ぎこと　山田　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９８号
京都府八幡市男山香呂２番地　A63―403
債務者　八頭司英三
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３４号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下65番地　３―405号
債務者　福島　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
京都市山科区勧修寺東出町64番地
債務者　中村奈緒美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３８号
京都市山科区西野様子見町１番地２　市営住宅３棟1153号
債務者　土久　可子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
京都府城陽市平川指月99番地の１　指月荘３号
債務者　平　　俊男
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４３号
京都府城陽市平川指月99番地の１　指月荘３号
債務者　平　　純子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１５号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町345番地20
債務者　桝本　　優
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３３号
京都市南区吉祥院西ノ庄向田町33番地５　吉祥院ガーデンハイツＤ棟451号
債務者　森野　泰幸
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９２号
京都市左京区一乗寺地蔵本町６番地１　メイコービル２Ｆ203
債務者　熊谷　　正
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係